

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県知事 ( 以下「実施機関」という。 ) が行った公文書非公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例 ( 平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。 ) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 10 月 30 日付けで、実施機関に対し「 1 . プール資金問題検討委員会の『不正資金問題に関する報告書』、 2 . 『岐阜県政再生プログラム』平成 19 年 7 月 12 日、 3 . 【書面調査】不適正な経理によりつくられた資金に関する調査の回答書 ( 資金調査チーム )、 4 . 【書面調査及び聴取録をまとめた資料】職員組合へ集約された資金の内訳 ( 検討委員会 )」に関する「 1 . 全頁数、 2 . 保管場所、 3 . 保管期限、 4 . 私が勤務していた 及び の『不正資金の隠蔽が続けられたこと、また、不正資金の存在が内部から明らかにされるような組織、体制づくりをしていなかったこと』を調査した記録が記載されている頁番号」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、行政改革課が保有する「プール資金問題検討委員会の『不正資金問題に関する報告書』( 以下「文書 1 」という。 )」、「岐阜県政再生プログラム ( 以下「文書 2 」という。 )」、「【書面調査】不適正な経理によりつくられた資金に関する調査の回答書 ( 資金調査チーム ) ( 以下「文書 3 」という。 )」及び「【書面調査及び聴取録をまとめた資料】職員組合へ集約された資金の内訳 ( 検討委員会 ) ( 以下「文書 4 」という。 )」について、異議申立人が公開を求める「全頁数」、「保管場所」、「保管期限」及び「私が勤務していた 及び の『不正資金の隠蔽が続けられたこと、また不正資金の存在が内部から明らかにされるような組織、体制づくりをしていなかったこと』を調査した記録が記載されている頁番号 ( 以下「調査記録頁番号」という。 )」について確認した結果、文書 3 及び文書 4 に関する全頁数及び調査記録頁番号並びに文書 1 から文書 4 までの保管場所については、対象となる公文書が存在しなかったため、理由を付して、公文書非公開決定 ( 以下「本件処分」という。 ) を行い、平成 19 年 11 月 14 日付け行第 92 号の 2 により、異議申立人に通知した。

なお、文書 1 及び文書 2 の全頁数及び調査記録頁番号については、それぞれ「文書 1 」及び「文書 2 」を、文書 1 から文書 4 までの保管期限については「平成 19 年度行政改革課文書分類表」を対象公文書として特定し、対象となる文書の全部を公開することとする公文書公開決定 ( 以下「本件その他処分」という。 ) を行い、平成 19 年 11 月 14 日付け行第 92 号により異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 19 年 11 月 30 日付けで、行政不服審査法 ( 昭和 37 年法律第 160 号 ) 第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

## 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

### (1) 行政機関情報公開法違反について

「所在場所を明らかにする文書が存在しないこと」及び「書類に頁番号が付けられていないこと」を理由とする非公開決定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第23条に違反する。

また、そのような怠慢的行為を理由に公開を拒むことは行政機関情報公開法第23条の精神に反する。

### (2) 条例の情報公開の総合的推進規定違反について

「所在場所を明らかにする文書が存在しないこと」及び「書類に頁番号が付けられていないこと」を理由とする非公開決定は、条例第22条及び第23条に違反する。

### (3) 岐阜県公文書規程等文書管理違反について

岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号、以下「公文書規程」という。）第5条、第6条、第8条及び第32条に、文書の内容を明らかにし、頁番号を付することについては責任者及び具体的方法が詳細に定められており、当該規定に違反している。

## 第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、以下の文書1から文書4までに関する「全頁数」、「保管場所」、「保管期限」及び「調査記録頁番号」がわかる公文書である。

文書1から文書4は、平成18年7月に、岐阜県職員組合に県の不正な経理によって捻出された資金が存在することが発覚したことを契機に設置された資金調査チーム及びプール資金問題検討委員会が、その調査過程においてそれぞれ取得又は作成したものであり、不正資金問題を所管している行政改革課で保管・管理しているものである。

このうち、文書1は、プール資金問題検討委員会が平成18年9月1日付けで不正資金問題に係る調査結果をまとめ公表したもの、文書2は、文書1を踏まえて、厳正な処分、資金の返還、信頼回復に向けての再発防止策についてまとめた文書であり、それぞれ県のホームページ上にも掲載しているものである。

また、文書3は、資金調査チームが職員等に対して行った書面調査について、各職員等からそれぞれ回答されたもの、文書4は職員からの回答内容等を取りまとめて一覧化したものであるが、両文書とも頁番号は付されていない。

### 2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

#### (1) 文書不存在について

文書3及び文書4の全頁数及び調査記録頁番号については、当該文書には頁番号が

付されておらず、全頁数及び調査記録頁番号がわかる公文書は存在しない。

文書 1 から文書 4 までの保管場所については、本件公文書はすべて行政改革課の事務室内において保管されているものではあるが、当該文書の保管場所が記載された公文書は作成していないため、保管場所がわかる公文書は存在しない。

なお、異議申立人に対しては、本件その他処分に関する対象公文書の公開時等に、口頭で、文書 1 から文書 4 までの保管場所は行政改革課である旨、説明を行っている。

(2) 異議申立人の主張について

ア 行政機関情報公開法違反について

行政機関情報公開法第23条の行政機関とは、同法第2条第1項に規定する行政機関に限られるものであり、実施機関は含まれないから、本件処分について法の適用はなく、異議申立人の主張は失当である。

イ 条例の情報公開の総合的推進規定違反について

条例の第3章に規定される情報公開の総合的推進規定は、条例第22条が「前章に定める公文書の公開のほか」と前置きした上で規定しているように、第2章に定める公文書公開制度とは別に、県が取り組む施策について定めるものであり、個別・具体的な公文書公開請求に対する公開の可否の判断基準とはなり得ないものである。

条例に定める公文書公開請求とは、条例第5条に規定するとおり、実施機関が現に保有する公文書の公開を求めるものであり、実施機関に対し、新たな公文書の作成等を義務づけるものではなく、請求された公文書を保有していない場合には、条例上、文書不存在を理由とする非公開決定を行わざるを得ない。

ウ 岐阜県公文書規程等文書管理違反について

公文書規程は、公文書に頁番号を付したり、公文書ごとの保管場所を記載した文書を作成することを義務づけるものではなく、実施機関が頁番号の記載をせず、保管場所を記載した公文書を作成しないとしても、公文書規程に反することにはならず、異議申立人の主張は認めることはできない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、文書 1 から文書 4 までにに関する「全頁数」、「保管場所」、「保管期限」及び「調査記録頁番号」がわかる公文書である。

2 本件処分に係る具体的な判断について

本件対象公文書について、実施機関は文書 1 及び文書 2 の全頁数及び調査記録頁番号並びに文書 1 から文書 4 までの保管期限に関する公文書を除き、不存在を理由とする非公開決定を行っているので、以下、不存在の妥当性について検討する。

(1) 条例第2条第2項について

条例第2条第2項は、条例に基づく公開請求の対象となる公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としており、実施機関の職員が作成及び取得しておらず、実施機関が保有していない文書については公開対象としていないものである。

(2) 実施機関の決定の妥当性について

実施機関は、対象公文書の不存在について、文書 3 及び文書 4 については、頁番号

を付しておらず、全頁数及び調査記録頁番号がわかる公文書は存在しないと主張する。

また、文書 1 から文書 4 までの保管場所については、保管場所が記載された公文書を作成しておらず、保管場所がわかる公文書は存在しないと主張する。

この点、まず文書 3 及び文書 4 の全頁数及び調査記録頁番号がわかる公文書について文書 3 及び文書 4 に頁番号が付されていない点を検討するに、文書 3 及び文書 4 は県の不正資金問題の調査に関して、資金調査チームが職員等に対して行った書面調査の回答書及びその回答をまとめた一覧表であるが、通常このような調査に対する回答書には、頁数を付けなくても所属順に書類を揃えるなどして、書類の適正な管理は行うことができるため、回答書を収受した機関において回答書 1 枚 1 枚に頁番号を付さないとしても、特段不合理であるとはいえない。また、一覧表についても頁数が付されていないとしても、回答者と回答内容等を管理することはできるため、頁番号が付されていないとしても特段不合理であるとはいえない。

そして、異議申立人が請求する内容が、(文書 3 及び文書 4 の)全頁数及び調査記録頁番号であることを勘案すると、対象公文書としては、文書 3 及び文書 4 自体を特定するほかなく、その文書に頁番号が付されていない以上、全頁数及び調査記録頁番号がわかる公文書は保有していないと判断せざるを得ない。

次に、文書 1 から文書 4 までの保管場所が分かる公文書については、本件その他処分に関する対象公文書の公開時等に、口頭で異議申立人に説明することにより明らかにしており、あえて当該公文書を実施機関が隠蔽する必要性は認められない。また、文書 1 から文書 4 といった個別具体の公文書の保管場所が分かる文書自体を作成していないとしても特段不自然・不合理とはいえない。よって、実施機関は文書 1 から文書 4 までの保管場所がわかる文書を保有していないと判断できる。

なお、異議申立人は公文書の不存在について、行政機関情報公開法違反、条例の総合的推進規定違反及び公文書規程等文書管理違反を主張するが、いずれも公文書公開請求に対する公開の可否の判断基準とはなり得ない。

以上により、実施機関が本件対象公文書のうち、文書 1 及び文書 2 の全頁数及び調査記録頁番号並びに文書 1 から文書 4 までの保管期限に関する公文書を除いて不存在と判断したことは妥当であり、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成20年2月22日	・ 諮問を受けた。
平成20年3月12日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成20年3月17日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成20年3月28日	・ 異議申立人から意見書を受領した。
平成20年3月31日	・ 実施機関に異議申立人からの意見書を送付した。
平成20年5月21日 (第78回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年7月28日 (第80回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)